

【全宅連からの重要なお知らせ】

会員認証システム導入にともなう ID・パスワードの登録手続きについて

全宅連では、平成30年6月13日より新たな会員認証システムを導入し、ID・パスワードを会員本店・支店ごとに発行しています。

現行のID・パスワードは平成30年8月6日(月)以降使用できません。

新認証システム初回ログイン時に、新規登録より登録発行手続きを行ってください。詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/member/>

会員名簿の発行について

平成30年度版会員名簿を10月中旬ごろ発行する予定です。

掲載される会員情報は、平成30年9月1日現在の内容ですので、会員の皆様で、「事務所所在地」・「電話番号」・「FAX番号」等、会員名簿掲載事項に変更がある場合は、至急、「会員データ登録変更届」を所属支部までお届け願います。

なお、口頭による届出は受理できませんのでご注意下さい。

尼崎市内2地区で 新制度「まちづくりルール」の認定がありました

尼崎市では、地区で定める土地・建物等に関するまちづくりのルールを条例で認定する「地区まちづくりルール」制度を平成29年4月から実施しています。初回認定として、本年6月に潮江地区(潮江1~3丁目、下坂部1丁目、浜3丁目の各一部)、塚口北地区(塚口町4・6丁目の一部)が認定されました。

詳細は、協会ホームページをご覧ください。

<http://www.htk.or.jp/topics/member/9160/> (ID: hyoutaku, PW: 4018)

土砂災害特別警戒区域の指定前の閲覧等に係る公告について

兵庫県では、平成30年7月3日付けで下記のとおり公告しましたので、お知らせ致します。

◆指定予定地区 西宮市生瀬地区

●指定予定区域数

・土砂災害特別警戒区域 新規指定 7箇所
(急傾斜地の崩壊 6箇所、土石流 1箇所)

●公告内容の照会先(関係土木事務所)

阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課(電話: 0798-39-6125)

【神戸市環境局からのお願い】

PCB使用安定器の保有に関する調査にご協力をお願いします

PCB使用安定器の処分期限が迫っています!

古い事業用建物に設置されている蛍光灯や水銀灯の安定器の中には、環境汚染物質の一種であるPCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用しているものがあります。PCBを使用している安定器を使用又は保管している建物の所有者等は、PCB特別措置法に基づき、平成33年3月31日までに使用を終えて適正に処分しなければなりません。

神戸市環境局では、PCB使用安定器の使用状況を把握し、環境への影響なく適正な処分を推進するため、平成30年7月から、PCB使用安定器が使用されている可能性の高い神戸市内の昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者の方を対象にアンケート調査を実施します。

会員の皆様におかれましては、顧客からアンケート回答の相談を受けられた際には、回答にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細は、神戸市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/industry/pcb/research.html>

【問合せ】神戸市環境局事業系廃棄物対策部施設担当

(TEL: 078-322-6428)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について

下記の地区について指定がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所にご照会ください。

◆指定地区 宍粟市波賀町

●指定区域数及び公示日等

- ・土砂災害警戒区域 新規指定 1箇所(急傾斜地の崩壊)
平成30年6月29日兵庫県告示第617号
- ・土砂災害警戒区域 一部改正 7箇所(急傾斜地の崩壊3箇所、土石流4箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第620号
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 150箇所(急傾斜地の崩壊120箇所、土石流30箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第625号

●公示図面の相談窓口(関係土木事務所)

西播磨県民局龍野土木事務所管理課(電話: 0791-63-5207)

◆指定地区 篠山市東部(雲部、福住、村雲、大芋)地区

●指定区域数及び公示日等

- ・土砂災害警戒区域 新規指定 16箇所(急傾斜地の崩壊15箇所、土石流1箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第618号
- ・土砂災害警戒区域 一部改正 3箇所(急傾斜地の崩壊2箇所、土石流1箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第622号、第623号
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 226箇所(急傾斜地の崩壊189箇所、土石流37箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第628号

●公示図面の相談窓口(関係土木事務所)

丹波県民局丹波土木事務所管理課(電話: 0795-73-3834)

◆指定地区 福崎町山崎、西治、東田原、大貫、西田原、高橋、八千種地区

●指定区域数及び公示日等

- ・土砂災害警戒区域 一部改正 1箇所(急傾斜地の崩壊)
平成30年6月29日兵庫県告示第619号
- ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 27箇所(急傾斜地の崩壊26箇所、土石流1箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第624号

●公示図面の相談窓口(関係土木事務所)

中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課(電話: 079-281-9460)

◆指定地区

(1) 豊岡市但東町 佐田、久畑、大河内、平田、栗尾、後、小坂、東中

(2) 豊岡市日高町 庄境、観音寺、佐田、森山、伊府、知見、猪子垣、殿、

羽尻、田ノ口

●指定区域数及び公示日等

(1) 豊岡市但東町 佐田ほか7地区

・土砂災害警戒区域 一部改正 10箇所(急傾斜地の崩壊8箇所、土石流2箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第621号

・土砂災害特別警戒区域 新規指定 63箇所(急傾斜地の崩壊45箇所、土石流18箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第626号

(2) 豊岡市日高町 庄境ほか9地区

・土砂災害特別警戒区域 新規指定 40箇所(急傾斜地の崩壊31箇所、土石流9箇所)
平成30年6月29日兵庫県告示第627号

●公示図面の相談窓口(関係土木事務所)

但馬県民局豊岡土木事務所管理課(電話: 0796-26-3741)